

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	教育委員会 社会教育課	
不 利 益 処 分 名	徳島市天狗久資料館の資料の特別利用の承諾の取消し	
根 拠 法 令	徳島市天狗久資料館条例	
根 拠 条 項	第8条	
連 絡 先	天狗久顕彰会（連絡先は社会教育課（電話 621-5566）までお問い合わせください。）	
処 分 基 準	<p>【根拠条文】 徳島市天狗久資料館条例 （特別利用の承諾の取消し） 第8条 資料の特別利用の承諾を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その特別利用の承諾を取り消し、又は制限し、若しくは停止することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) 特別利用の承諾に付した条件に違反したとき。 (3) 偽りその他不正の手段により特別利用の承諾を受けた事実が明らかになったとき。 (4) この条例、この条例に基づく規則若しくは教育委員会規則又はこれらに基づく命令に違反したとき。 <p>（特別利用の承諾の制限） 第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、資料の特別利用の承諾をしない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 資料の保存に悪影響が生じると認められるとき。 (2) 他の入館者の観覧に支障があると認められるとき。 (3) その他公益上又は管理上適当でないと認められるとき。 <p>【基準】 根拠条文に同じ</p>	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成26年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）